

## 静岡市青少年育成センターだより

# みらい

令和5年度第3号 静岡市青少年育成課 〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8  
Tel:354-2616 / Fax:352-7732 / E-mail:seishounen@city.shizuoka.lg.jp  
[http://www.city.shizuoka.jp/000\\_000063.html](http://www.city.shizuoka.jp/000_000063.html)

## 「愛の声かけ」を目指して！



代表の方に委嘱状を授与

補導活動は、思いやりのある温かな見守りや声かけ「愛の声かけ」を通して、青少年の非行の未然防止や健全育成に大きな役割を果たすこと、補導活動に対する市民の皆様の意識の高揚を図ることを目的としている活動です。清水区の委嘱式・研修会は新任者を対象に5月22日清水ふれあいホールにて行い、葵・駿河区の委嘱式・研修会・地域連絡会は5月29日グランシップにて開催しました。

葵・駿河区では新任補導委員129名、清水区では、新任補導委員35名、新任青少年補導員192名が新たに委嘱されました。

補導委員は、関係機関・団体からの推薦に基づき、静岡市長が委嘱し任期は2年です。静岡市全体では243名の補導委員を委嘱しています。

青少年補導員は、静岡市青少年育成会議会長（静岡市長）が委嘱した581名です。清水区の連合自治会ごとに組織された「地区青少年育成推進委員会」の補導部に所属し、地区ごとの補導を実施しています。

青少年育成課が実施している補導活動には以下のものがあります。

- ①中央補導 補導委員と青少年育成課職員が、市役所の静岡庁舎や清水庁舎を起点に、主に繁華街や公園などを巡回する。(月10回程度)
- ②地域補導 葵・駿河区で補導委員を中学校区ごとに班編成し、学区内を巡回する。(月1回程度)
- ③地区補導 清水区で青少年補導員などが各連合自治会の区域内を巡回する。(月2~4回)
- ④一斉補導 夏季・冬季の2回、関係機関・団体と連携し、市内全域で一斉に実施する。  
\* 今年度は、夏季 7/14(葵・駿河区)、7/21(清水区)、冬季 12/11(葵・駿河区) 12/15(清水区)の予定です。
- ⑤祭典補導 祭典時(清水みなと祭り、きよみず祭りなど)に実施する。(年2~3回)
- ⑥センター補導 関係機関等からの情報をもとに市内全域を青少年育成課職員で巡回する。(週1~2回)
- ⑦青色防犯パトロール 関係機関等からの情報をもとに市内全域を公用車で巡回します。
- ⑧夜間特別補導 夏季(8月)、冬季(12月)、ハロウィン(10月)

※ 補導委員・青少年補導員による補導活動を見かけましたら、励ましのお声かけをいただけたら幸いです。

# 「私の主張2023」静岡市公開審査会(予定)

- 趣 旨 中学生が日常生活の中で考えていることを広く市民に訴えることで、自分以外の人や社会との関わりについて考え、社会の一員としての自覚を高める契機とするとともに、青少年の健全育成に対する市民の理解と関心を高める。
- 主 催 静岡市教育委員会、静岡市青少年育成会議
- 日 時 令和5年7月28日(金)午後2時30分から
- 会 場 静岡市清水ふれあいホール(清水庁舎3階)  
清水区旭町6-8 TEL054-354-2616(青少年育成課)
- 発表者 静岡市教育委員会の原稿審査により選出された中学生  
選ばれた代表者2名は、8月開催の県大会へ出場します。



## 自転車事故から命を守ろう

### 「自転車安全利用五則」を守りましょう

(令和4年11月1日 中央交通安全対策会議交通対策本部決定)

#### 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

原則として車道の左側を通行しましょう。  
歩道は歩行者が優先です。すぐに停止できる速度で通行しましょう。



#### 2 交差点では信号と一時停止 を守って、安全確認

自転車も信号を守りましょう。一時停止標識のある場所では必ず止まって左右の安全確認をしましょう。



#### 3 夜間はライトを点灯

夜間は、進路前方の安全を確認するため、また他の車や歩行者に通行していることを知らせるため、必ずライトを点灯しましょう。



#### 4 飲酒運転は禁止

自転車は車両です。お酒を飲んで運転することは禁止されています。



#### 5 ヘルメットを着用

事故による被害を軽減させるため、自転車に乗車する場合は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めましょう。



新年度が始まり2か月が経ちました。子どもたちは学校の登下校にも慣れてきたことでしょう。子どもの交通事故発生は、その多くが登下校の時間帯に起こっています。

自転車は便利な交通手段で、登下校に大勢利用しています。中高生の交通事故の多くが自転車走行時に起きています。中高生の違反は「一時不停止」「安全不確認」で半数以上です。

自転車は、「歩行者」ではなく「軽車両」です。「自転車安全利用五則」を参考に、もう一度安全な利用を家族で確認しましょう。

また、今年度4月からは「ヘルメットの着用努力義務化」に年齢制限がなくなりました。自転車に乗るときには、自分の命を守るために、ヘルメットを着用しましょう。

静岡南警察署 交通課